日から国民投票の期日までの間、国民投票運動及び憲法改正に関する意見の表明をすることができることとした。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないこととした。（第一〇〇条の二関係）

(2)　国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討条項を設けることとした。（附則第四項関係）

(二)　特定公務員の国民投票運動の禁止

裁判官、検察官、国家公安委員会並びに都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないこととした。その違反については、罰則（六月以下の禁錮又は三〇万円以下の罰金）の適用対象とすることとした。（第一〇二条関係）

3　国民投票の対象拡大についての検討関係

国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする旨の検討条項を改めて設けることとした。（附則第五項関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（法律第七六号）（文部科学省）

1　大綱の策定等

地方公共団体の長は、教育基本法第一七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、2の総合教育会議において協議した上で定めるものとすることとした。（第一条の三関係）

2　総合教育会議

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次に掲げる構成員の事務の調整を行うため、地方公共団体の長及び教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けるものとすることとした。（第一条の四関係）

(一)　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(二)　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

3　教育委員会の組織

(一)　教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織することとした。（第三条関係）

(二)　教育長は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するものとすることとした。（第四条関係）

(三)　教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とすることとした。（第五条関係）

(四)　教育長及び委員は、その職務の遂行に当たっては、基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものとすることとした。（第一一条第八項関係）

(五)　教育長は、教育委員会を代表することとした。（第一三条関係）

4　会議

教育委員会の会議は、教育長が招集することとし、教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、これを招集しなければならないものとすることとした。（第一四条関係）

5　事務の委任等

教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないものとすることとした。（第二五条第三項関係）

6　文部科学大臣の指示

教育委員会の法令違反や怠りがある場合であって、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できるものとすることとした。（第五〇条関係）

7　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（法律第七七号）（農林水産省）

1　対象農業者の要件の変更（第二条第四項第一号関係）

(一)　対象農業者に関し、耕作の業務の規模に関する基準を設けないこととした。

(二)　対象農業者に該当する者として、認定農業者及び集落営農組織のほか、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を加えることとした。

2　生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る交付基準の変更

(一)　生産条件に関する不利を補正するための交付金として、次に掲げる交付金を交付することとした。（第三条第一項関係）

(1)　当該年度における対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

(2)　当該年度における対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

(二)　(一)の(2)の交付金の金額は、(一)の(1)の交付金の金額を基礎として算定した調整額を控除して算定することとした。（第三条第四項、第六項及び第七項関係）

3　その他

(一)　「生産条件不利補正対象農産物」及び「収入減少影響緩和対象農産物」の定義の明確化

(1)　「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものであって、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第二項関係）

(2)　「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要があるものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第三項関係）

(二)　検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずることとした。（附則第六条関係）

(三)　施行期日等

この法律は、平成二七年四月一日から施行することとし、改正後の規定は、平成二七年度（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金にあっては、平成二八年度）の交付金から適用することとした。

◇農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（法律第七八号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）